資料２

白井市市民連携・協働推進会議委員の職務について

１　白井市市民連携・協働推進会議の目的

白井市第６次総合計画に掲げる市の将来像「世代を越えた　笑顔と豊かさを　未来へつなぐまち」を実現するため、コミュニティ基本方針の策定と協働事業提案制度整備事業の実施を検討するにあたり、多角的な視点から方針及び事業内容の検討を行うことを目的とする。

２　白井市市民連携・協働推進会議の位置づけ

本市の市民連携・協働に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による附属機関として、白井市市民連携・協働推進会議を設置。

３　委員構成等

委員構成については、会議において様々な角度（視点）から調査審議する必要があるため、委員の構成は下記のとおりとした。

識見を有する者：３名

市民連携・協働について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

市内において市民活動を行う団体に属する者：３名

市民：２名

４　委員の任期

１期３年（令和８年１１月２５日～令和１１年１１月２４日）

５　職務

次に掲げる事項について調査審議を行う。

（１）　地域コミュニティに関する団体、市民活動団体及び市の連携・協働の推進に関する事項について調査審議すること。

自治会等や市民活動団体などの市民、NPO法人などの民間と市との連携・協働に関する課題等について検討する。

（２）コミュニティ基本方針の策定及び改定に関する事項について調査審議すること。

市が実施する事業等における市民参加・協働を推進することを目的とし、令和８年度から令和９年度にかけ策定する「白井市コミュニティ基本方針」について、その策定方法や内容について検討する。

また、方針の改定が必要となった場合に、その内容等について検討する。

（３）協働事業提案制度に関する事項について調査審議すること。

アイデアを持つ人がその実現に向けてチャレンジできる環境を整備し、市民と市の協働による地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、協働事業提案制度における補助内容や審査基準などについて検討する。

協働事業の提案があった際に、事業の審査及び評価を行う。